

障害者施設での追加接種（3回目接種）に向けた準備について

新型コロナワクチン（以下「ワクチン」という。）の追加接種を実施する障害者施設は、次の通り準備を行ってください。

障害者施設に併設する通所サービス事業所の利用者及び従事者についても同様に前倒しが可能であり、同時に接種を受ける場合の接種事務（接種計画の策定、接種医との調整等）については、基本的に障害者施設がまとめて行うことを想定しています。

その場合に当該併設事業所が行うべき準備については、この内容を基にお示しください。

1 接種時期の確認

入所者及び従事者について、接種対象者となる時期を確認してください。確認方法は、接種券が届いている方はその接種券を、まだ届いていない方は1・2回目接種時の接種済証又は接種状況等を管理する帳票（以下「管理帳票」という。）等があります。（例外的に施設外で接種を受ける入所者及び従事者についても行ってください。）

なお、前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおく必要があることにご留意ください。

2 接種実施医療機関の確保と接種計画の作成

接種実施医療機関に接種を依頼し、接種医と接種計画を立ててください。当該計画の内容について、本市が照会する場合があります。

万が一、1・2回目の接種医療機関を含め、施設等において医療機関に確認したものの接種医が決まる見込みがない場合は、通知本文中の4（3）に沿って本市へマッチング希望登録をしてください。希望登録を行った施設に対し、障害者施設内での接種を行う意向のある市内の接種実施医療機関を紹介します。（マッチング希望登録の受付は令和4年1月17日以降の開始を予定していますので、できる限り施設において接種実施医療機関を確保できるよう努めてください。）

3 入所者及び従事者への説明・意向確認

入所者及び従事者に対しワクチンの追加接種について説明（2回接種完了から8か月以上の経過を待たずに実施する場合はその旨も含む。）し、接種の希望の有無を確認してください。

説明は、必要に応じて、別途お示しする説明資料「障害者施設での新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）のお知らせ」や、その他厚生労働省や本市等が作成した資料等を活用しながら丁寧に行ってください。

4 対象者・進捗状況等の管理

接種対象者や管理帳票（様式は任意）等の作成により、接種の進捗状況を適切に管理してください。接種実績について本市が報告を求める場合があります。

5 接種券（予診票一体型）の確認・管理等

- ① 施設以外の住所に接種券が届く場合に、その受取人に対し、本人の元に送付・持参等することを依頼
- ② 接種券を紛失しないよう保管の補助（入所者等の同意により施設が預かることは差し支えありません。）
- ③ 接種券が届かない、届いたが紛失した等の方に対して、必要に応じて発行・再発行手続きの補助

6 接種日までに接種券が届かない場合等の特別な事務

接種券が届かない方が接種を受ける場合には、施設において、通常の事務に加えて特別な事務が必要です。

（1）施設内で接種を行う場合

ア 接種券が届いている場合

届いた接種券を用いて接種を行ってください。

イ 接種券が届いていない場合

- ① 入所者及び従事者の接種管理を障害者施設が確実に行うことができると医療機関が判断した場合に接種を実施することができます。そのため、接種日に接種券が届いていない方については、接種券に代わり、1・2回目接種時の接種済証等の接種履歴を確認できるものを接種実施医療機関に提示する準備をしてください。
- ② 接種券の代わりに接種実施医療機関が用意する白紙予診票を用いて接種を行います。後日、被接種者本人または施設職員等により、届いた接種券の予診票部分（医師記入欄を除く。）に白紙予診票の内容を転記する必要があります。ただし、本人署名欄は白紙予診票に署名した者が記入する必要がありますのでご注意ください。

「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」

- ③ 後日、到着後の接種券を医療機関に提出する必要があります。

（2）施設外で接種を行う場合

ア 接種券が届いている場合

届いた接種券を用いて接種を行ってください。ただし、2回目接種完了から8か月以上経過していない方は、予約時及び接種時に医療機関に対し

て「前倒し接種の対象者である障害者施設等の入所者又は従事者である」旨を伝える必要があることに留意してください。

イ 接種券が届いていない場合

原則は接種券到着後の接種とします。ただし、施設単位で接種の予約をするなど、各接種対象者の接種履歴の確認、到着後の接種券の医療機関への持参について依頼元の施設が確実に実施できると医療機関が判断した場合に接種を実施することができます。

実施する場合は、医療機関の求めに応じて接種履歴がわかる書類を提示する等、(1)イ②及び③と同様の事務をお願いいたします。

なお、名古屋市が実施する集団接種会場での接種については接種券が届き次第予約が可能となりますのでご注意ください。